

令和8年 3月19日

長与町議会議長 安藤 克彦 様

発議者	長与町議会議員	西岡克亮
発議者	長与町議会議員	中嶋 悟
発議者	長与町議会議員	八木亮三
発議者	長与町議会議員	金子 恵
発議者	長与町議会議員	西田 健
発議者	長与町議会議員	堀 百
発議者	長与町議会議員	松林 敏

議案第12号複合施設「ホンテラッセ長与」条例に対する修正動議

上記動議を、地方自治法第115条の3及び長与町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由

住民の利便性の向上のため修正するもの。

複合施設「ホンテラッセ長与」条例案に対する修正案

複合施設「ホンテラッセ長与」条例案の一部を次のように修正する。

第5条第1項の表中「昭和23年法律第178号」の次に「。次項において「祝日法」という。」を加え、同条第2項第1号中「月曜日」の次に「。ただし、この日が祝日法による休日に当たる場合は、交流エリア及び図書館を開館し、図書館にあっては、当該日後において最も近い休日でない日を休館日とする。」を加える。